

公立丹南病院組合特別職の職員の報酬および旅費等に関する条例

〔平成11年6月21日〕
条例第14号

改正 平成17年1月12日 条例第1号
改正 平成19年4月1日 条例第2号
改正 平成21年2月19日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、公立丹南病院組合特別職の職員の報酬ならびに旅費および費用弁償
(以下「旅費等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議会の議員の議員報酬および費用弁償)

第2条 議会の議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (1) 議長 | 年額 | 22,100円 |
| (2) 副議長 | 年額 | 19,900円 |
| (3) 議員 | 年額 | 17,700円 |

2 議会の議員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

3 弁償する費用の額ならびにその支給条件および支給方法は、事務所所在の市町の報酬
および旅費等に関する条例の例による。

(監査委員の報酬)

第2条の2 監査委員の報酬は、次のとおりとする。

日額 5,600円

(管理者等の旅費および費用弁償)

第3条 管理者および副管理者に支給する旅費および監査委員に弁償する費用の額なら
びにその支給条件および支給方法は、事務所所在の市町の報酬および旅費等に関する条
例の例による。

(議員報酬の支給方法)

第4条 議会の議員の議員報酬は毎年3月に支給する。

2 議会の議員がその職についたときは、その職についた日の属する月を含めた期間で月
割計算により議員報酬を支給する。

3 議会の議員がその職を離れたときは、その職を離れた日の属する月を含めた期間で月

割計算により議員報酬を支給する。

(監査委員の委員報酬の支給方法)

第5条 監査委員の報酬は勤務した翌月に支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。